



平成29年2月度地域別部会(2/21関東・2/23関西)

## アジア戦略PJの活動紹介【東アジア編】

アジア戦略PJリーダー 小園江健一

### I. 東アジアWGの活動紹介

東アジアの知財法制度改正への働き掛け

### II. **中国**模倣品対策WGの活動紹介

JIPAが幹事を務めるIIPPF第1プロジェクト  
の活動の歴史、成果、今後の方向性



# 東アジアWGの活動紹介

東アジアWG：吉原 利樹 WGリーダー

## 目次

1. 東アジアWGのミッション
2. 東アジアWGの体制
3. 東アジアWG活動の柱
4. 最近のトピックス
5. 過去の主な成果
6. まとめ





## 1. 東アジアWGのミッション

**中国、韓国、台湾等の東アジアの  
知財法制度に関する  
会員企業の意見・ニーズを踏まえた  
制度改正要望の実現**



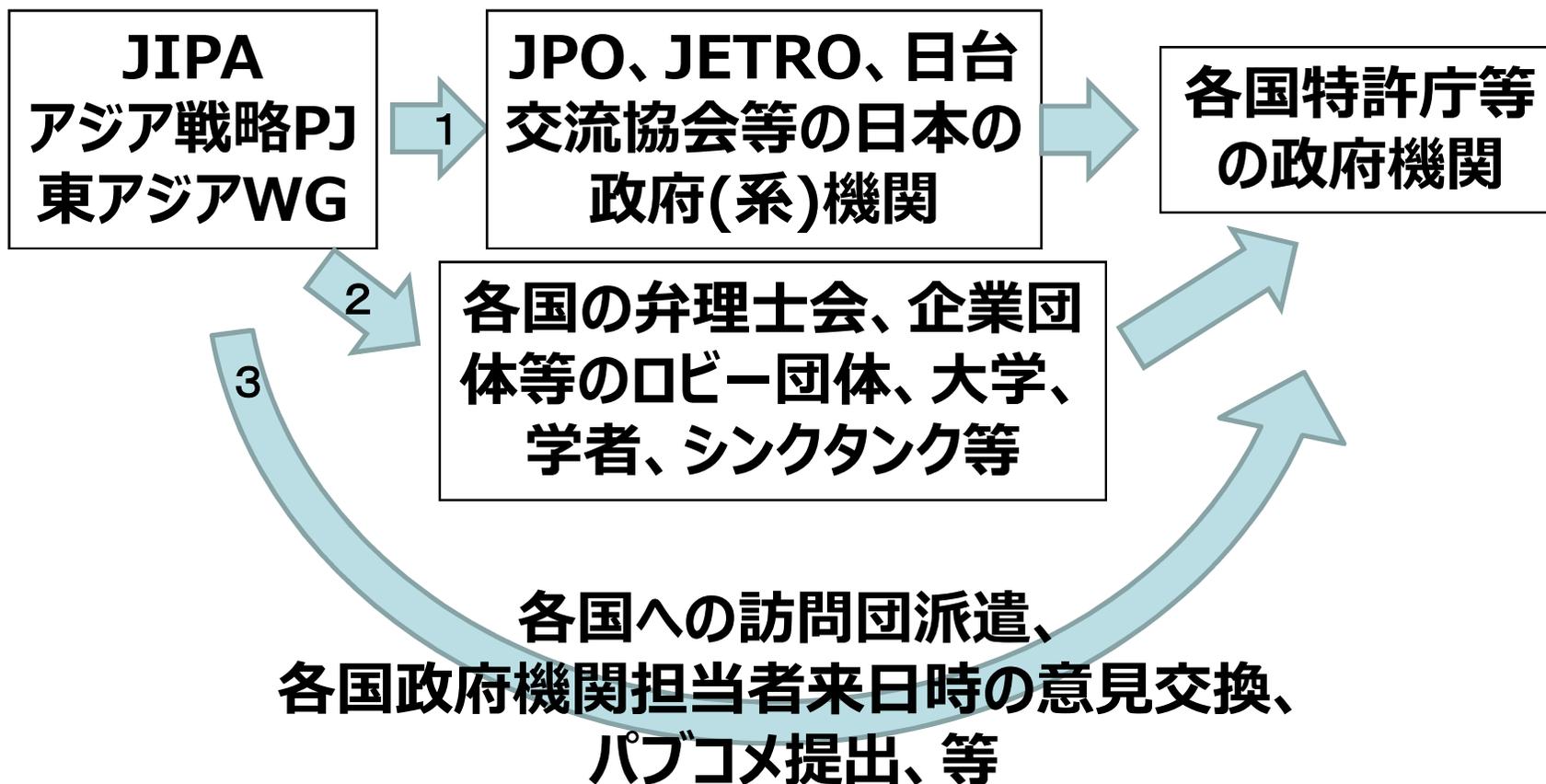
## 2. 東アジアWGの体制

- ◆ **公募メンバー（今年度は7名）**
  - ・ **数年以上のWG活動経験を持つベテラン（専門委員会での活動経験を加算すると10年超）と、フレッシュな感覚を持つ新人のバランス！**
- ◆ **専門委員会からのサポートメンバー（今年度は3名（商標委員会、意匠委員会））**
  - ・ **専門委員会とのパイプ役**
- ◆ **テーマに応じて関係する専門委員会と協力（国際第3、医薬バイオ、フェアトレード、ソフトウェア、等）**



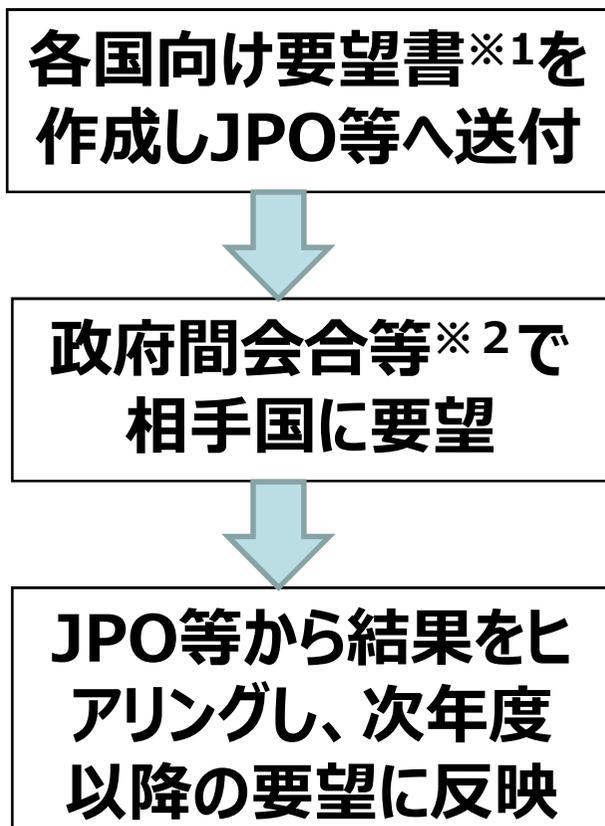
### 3. WG活動の柱

#### ◆ 3つのルートによる各国政府機関への働きかけ





## 3-1 日本政府(系)機関を通じた働きかけ



※1 今年度は、中国向け70項目  
韓国向け10項目  
台湾向け14項目  
(JIPA HPで適宜公開)

※2 日中/日韓特許庁会合、  
日台貿易経済会議、等



## 3-2 各国ロビー団体、シンクタンク等との交流

### ◆ 知財法制に関して各国政府機関に影響力のある ロビー団体等を通じたJIPA要望の働きかけ

各国ロビー団体等※  
にJIPA要望を説明

※ 各国弁理士会、現地企業団体、  
中国社会科学院、大学教授、等

賛同いただいたJIPA  
要望を各団体から  
各国政府に働きかけ



中国社会科学院 との意見との意見交換の様子  
(社会科学院とは定期的に意見交換をしており、  
中国政府内の法改正の方向性、作業進捗状況  
性等の貴重な情報を入手しています。)



## 3-3各国政府機関への直接的働きかけ

### ◆ 訪問団派遣（中国は毎年、韓台は数年おき）

#### 最近の主な訪問先

中国：知識産権局、商務部、版權局、国務院法制弁公室

韓国：特許庁、国家知識財産委員会、特許法院

台湾：智慧財産局、智慧財産法院、經濟部、専利師公会

### ◆ 各国政府機関担当者来日時の意見交換

#### 最近の例

中国：全人代常務委員会法制工作委員（専利法担当）

台湾：智慧財産局長、智慧財産法院判事

### ◆ パブコメ提出（2015年度は10回）

特実意商、著作権、不正競争防止法等の法令案について

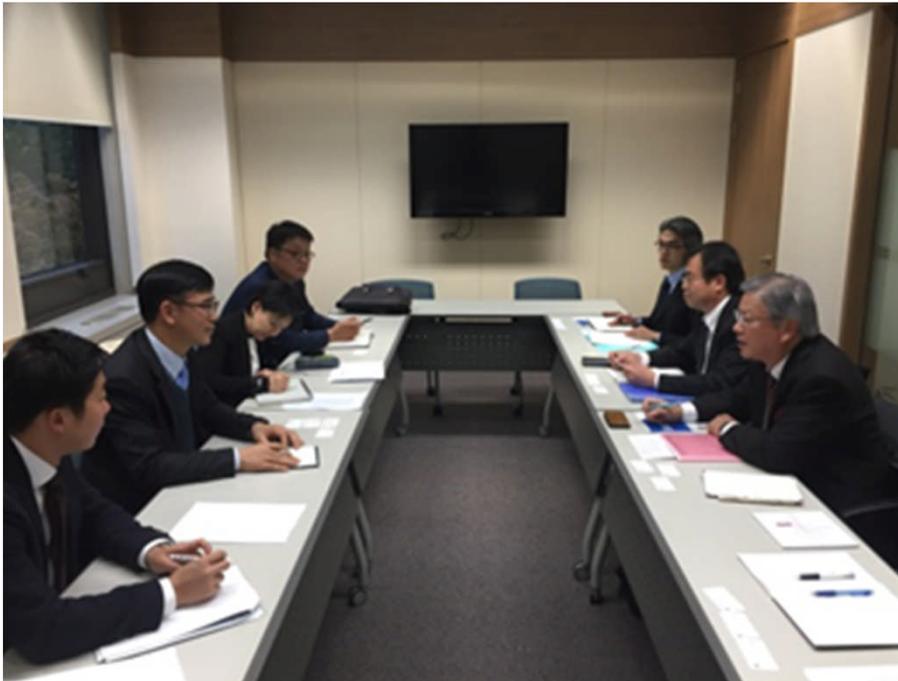


## 4. 最近のトピックス（その1）

### ◆ 韓国訪問団派遣（2016/11）

### 国家知識財産委員会※ & 特許庁との意見交換

※ 日本の知財戦略本部に相当



国家知識財産委員会との  
意見交換の様子

（委員会事務局No.2  
のキム・ジス氏からコ  
ピュータ°ogramの特許保  
護に関する韓国政府内  
の検討状況等、貴重な  
情報を入手しました。）



## 4. 最近のトピックス（その2）

### ◆ 台湾訪問団派遣（2016/11）

経済部、智慧財産局、智慧財産法院と意見交換



経済部 王美花 常務次長（経産省副大臣～事務次官に相当）との意見交換の様子（王次長には前職の智慧財産局長時代からJIPA意見を尊重していただいたお礼と、今後の関係維持をお願いしました。）



智慧財産法院との意見交換の様子（間接侵害が専利法で規定されていない中で、実質的に間接侵害を認めた判決例の紹介を受けました。）



## 5. 過去の主な成果（実現した要望）

### ◆ 中国

- ・専利法における絶対新規性の採用
- ・商標出願における1出願多区分制度の採用

### ◆ 韓国

- ・優先権証明書翻訳の出願時提出の非義務化
- ・特許出願許可後の分割出願の認容

### ◆ 台湾

- ・日本語での外国語特許出願の認容
- ・ブダペスト条約に代わる生物寄託制度の新設
- ・意匠公告延期期間の延長



## 6. まとめ

- ◆ アジア戦略PJ東アジアWGでは、これまで蓄積した各国政府機関とのパイプを維持・発展させ、これを用いてJIPA会員企業が利用しやすい知財制度の構築を中国・韓国・台湾に働きかけていきます。
- ◆ 活動に対する会員各位のご理解・ご協力をお願いいたします。

**東アジアWGの活動紹介 <終>**



## **中国**模倣品対策WGの活動紹介

**中国**模倣品対策WG：猪之詰 毅 WGリーダー

**JIPAが幹事を務める**

**IIPPF第1プロジェクトの活動について**

**(組織、最近の活動状況、**

**歴史、成果、今後の方向性)**



## IIPPFとは

### ◆IIPPF（国際知的財産保護フォーラム）

- 設立： 2002年4月
- メンバー： 91団体・163企業
- 特徴：
  - 海外の知的財産侵害対策に関し、業種横断的に日本の産業界のニーズを集約して活動を進めること。
  - **4つのプロジェクト**を中核に知的財産侵害対策の状況に応じた柔軟な活動とすること。
  - 官民協力の拠点となること。
  - 対象国の実情を踏まえた「協力と要請」の活動とすること。



## 4つのプロジェクトの役割分担と幹事

### 4つのプロジェクトの役割分担と幹事※

#### ◆第1PJ・・・中国への協力・要請

(幹事：JIPA、副幹事：JETRO)

#### ◆第2PJ・・・中国以外の国・地域への対応

(幹事：JETRO)

#### ◆第3PJ・・・会員間の情報交換（クローズド）

(幹事：弁理士会)

#### ◆第4PJ・・・普及啓発（幹事：発明協会）

※現在見直作業中（3月2日のIIPPF総会で発表予定）



## IIPPF第1PJの活動 <最近一年間の取組①>

- ①中国海関訪日団との交流内容（2016年1月） <経産省招聘事業>
- ・海関総署政策法規司知識産権処の路副処長を団長とする、中国各地の税関職員（法規担当）6名との交流（セミナー&交流会）
  - ・2015年11月の実務レベルミッション①での交流を更に深化できた。
    - （1）国際郵便・同宅配便対策
      - ・郵政局と効率的に差止めるシステムの構築（2015年の実名制導入）
      - ・ECサイトとのパ°ドット事業（ビッグデータによるリスク分析・監督強化）
    - （2）海関から権利者への情報提供
      - ・財務省関税局より、日本の関税法改正時の葛藤と狙いを紹介。





## IIPPF第1PJの活動 <最近一年間の取組②>

### ②SAIC訪日団との交流内容（2016年3月） <経産省招聘事業>

- ・劉副主任を団長とするSAIC訪日団との交流（セミナー&意見交流会）
- ・改正商標法（2014年5月施行）に関し有益な情報収集・意見交換ができた。

#### a) 再犯厳罰化の推進状況

- ・同一主体が商標権侵害を繰り返せば再犯に該当。
- ・法執行情報プラットフォーム完成し、全AICの処罰が確認可能。

#### b) 審査指南の改訂状況（改訂作業中）

#### c) 冒認出願対策（SAICより成果事例の紹介）





## IIPPF第1PJの活動 <最近一年間の取組③>

### ③第14回北京実務レベルミッションでの交流内容（2016年11月）

- ◆ 海関総署：郵便等の監視強化、輸出入者情報の開示
- ◆ 最高人民法院：専利権・著作権侵害実施の幫助・誘導、知財法院
- ◆ 知識産権局（SIPO）：他の行政機関との連携、専利権侵害に対する刑事罰法制化
- ◆ 双打弁公室：組織の役責と模倣対策実施計画



海関総署との意見交換



最高人民法院との意見交換



## 第1PJの主な活動実績（2002年4月～現在）

- ◆官民合同訪中団の派遣
  - 中国中央政府へのミッション（M）派遣  
（ハイレベル：8回、実務レベル：14回）
  - 広東省政府へのミッション派遣  
（ハイレベル：1回、実務レベル：5回）
- ◆ 中国政府訪日団との交流（毎年数回程度）
- ◆ 欧米の知的財産保護関係団体との連携・協力



## IIPPF第1PJ活動の歴史①

### ◆ 2002年度～2003年度： 黎明期

- M派遣： 継続的な活動がなく、M派遣決定後に急遽集めた多数の要請事項を中国政府に提示。中国政府と交流経験のある人材が少なかった。
  - 中国政府： 知財関連での国際交流経験が少なく、日本からの多数の要請事項提示に反発。
- 当時、M参加を「苦役」に例えられることがあった。



## IIPPF第1PJ活動の歴史②

### ◆ 2004年度～2007年度： 協調模索期

- 継続活動： IIPPF第1PJ活動を推進するため、アジア模倣品対策PJ内にWGを設置。2004年8月設置の模対室と連携して活動。
- ミニM派遣： 中国政府機関に、IIPPFに期待する知財保護強化に向けた協力をテーマにヒヤリングを実施（2005年1月）。
- 2005年4月16日（土）※  
※第1回日中企業連携会議（上海）の翌日
- 余談を挿まず模倣品対策の意見交換が可能となる契機となった。



## IIPPF第1PJ活動の歴史③

### ◆2008年度～2012年9月： 発展期

#### ●中国国策戦略綱要の公表（2008年6月）

2013年までの5年間で模倣品・海賊版を目に見えて削減することが中国政府の目標となり、日本政府や、IIPPF第1PJと中国政府との間で積極的で、多層的な交流（日中ハイレベル経済対話、日中知財WG、不法経営額算定セミナー、ミッション、等）が行われた。

#### ●知的財産権侵害を摘発する特別行動の実施 （2010年10月～2011年6月）



## IIPPF第1PJ活動の歴史④

### ◆2012年9月～2015年度上期頃： 停滞期

●M派遣： 交流可能な中国政府機関が減少。

### ●2014年中国知的財産権保護状況（概数）

➤ 専利出願： 236万件（特93万、実87万、意56万）

➤ 商標出願： 229万件

➤ 行政法執行： 18万件

➤ 犯罪嫌疑案件： 2万8千件

➤ 民事訴訟： 9万5千件（一審のみ）

（内、専1万、商2万、著6万等）



## IIPPF第1PJ活動の歴史⑤

- ◆2015年下期～現在： 再発展・加速期
- 知的財産強国の建設加速（2015年12月）  
「量があるが質が劣り、保護の厳格さに欠け、権利侵害事件が発生し易く・・・革新や創業の意欲などの点に悪影響が及ぶ」と中国政府が認め、2020年までに世界水準の知的財産権強国建設の基礎固めを行うことを提起（国発〔2015〕71号）。
- 汪洋副総理が中心となり、知的財産強国の建設に取り組むことになった（2016年3月）。
  - I I P P F 第1 P J の建議に対し、一緒に解決策を模索する真摯な姿勢が示される様になった。



## IIPPF第1PJ活動の成果

- ◆ IIPPF第1PJ活動初期の要請事項（約60項目）の半数以上が解決/改善された（詳細分析中）。
- ◆ 特に、商標関連の要請事項が比較的多く解決、改善された。特に、商標権の取締で行政と司法（刑事）との連携の実施で顕著な実績が認められる。
- ◆ 一方、専利権、著作権、税関保護条例関連の要請事項が比較的多く未解決、改善不十分となっている。



## IIPPF活動に関するアンケート結果

《2016年9月実施、有効回答数：70社・団体》

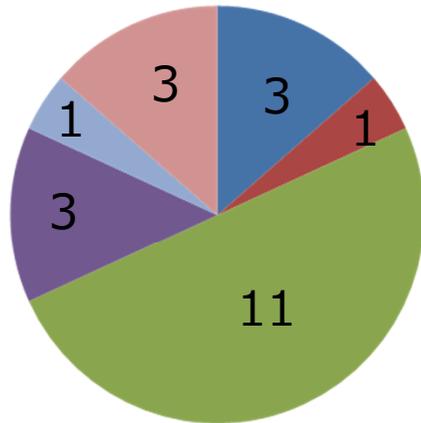
- ◆ **権利保護・模倣品対策の継続：89%（62社）が支持**
- ◆ **中国担当の第1PJ活動に対する評価**
  - ・ **模倣品対策に関する中国政府への建議活動を評価し、期待するメンバーが45%（32社）であった。**
  - ・ **一方で、特定企業・団体の活動が中心で、敷居が高く、興味はあるが参加し難いと感じるメンバーが36%（25社）もあった。**
  - ・ **第1PJで実施した模倣品対策研修への評価が高かった。**



# 第1PJへの評価の背景

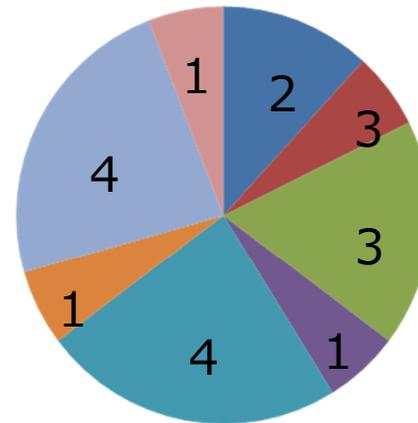
## 《2015年度アンケート結果（有効回答数：63社）より》

A:22社(35%)



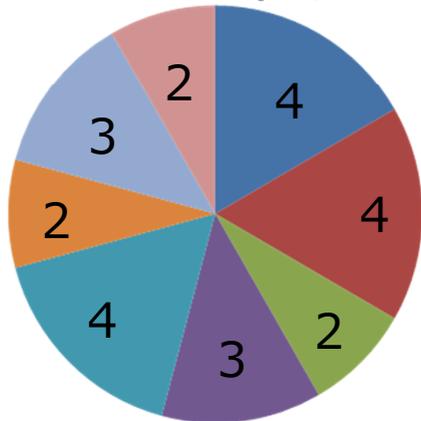
- 服飾品
- 機械
- 電機・電子機器
- 雑貨・日用品
- 食・医薬・化粧品
- 輸送機器

B:17社(27%)



- 服飾品
- 機械
- 電機・電子機器
- 雑貨・日用品
- 化学
- その他
- 食・医薬・化粧品
- 輸送機器

C:24社(38%)



- 服飾品
- 機械
- 電機・電子機器
- 雑貨・日用品
- 化学
- その他
- 食・医薬・化粧品
- 輸送機器

〈ランク分け基準〉

A：主要行政/司法機関での活動実績有

B：一部の行政or司法機関での活動実績有

C：殆どの行政/司法機関での活動実績無

**第1PJメンバーの1/3に模倣品対策活動の経験がない為、第1PJ活動に敷居が高く、参加し難いと感じると推察します。**



## 2017年度以降の第1PJ活動の方向性（案）

1. 2015年12月の「新情勢下における知的財産強国の建設加速に関する国務院の若干意見」に従い、汪洋副総理が厳格な知的財産権保護に向け、法執行保護体制の更なる整備に着手しています。これを好機と捉え、第1PJは、中国に於ける知的財産権保護強化に資する建議活動を更に強化します。 【資料1 & 2 ご参照】
2. その一方で、建議活動に敷居の高さを感じる第1PJメンバー向けに最新の模倣品対策関連情報を収集する機会を提供します。
3. 上記1. と同2. の活動を同時に実施することが困難なことから、2つのグループに分かれて活動を実施します。
4. 第1PJの名称を「中国プロジェクトチーム」と変更します。



## 中国プロジェクトチームの体制、活動内容、活動日（案）

### 中国プロジェクトチーム（幹事：JIPA）

#### ・模倣品対策建議グループ（幹事：JIPA）

活動内容：中国政府に対する模倣品・海賊版対策関連の建議・協力を実行する。

活動日： 4月19日、5月17日、7月14日、8月30日、11月 8日、12月13日、  
2月13日、3月13日 【8回開催予定】

※上記活動日は、JIPA会議室を確保済（10:00－12:30）です。

必要により、追加や、代替日に会議を開催します。

#### ・模倣品対策情報収集グループ（幹事：JETRO）

活動内容：中国の模倣品・海賊版対策について広く最新情報を収集する。有識者によるセミナーや、模倣品対策建議グループの活動内容の共有を実施の予定。

活動日： 6月14日（水）、10月11日（水）、1月24日（水）、  
IIPPF総会開催日（2018年3月頃） 【4回開催予定】

※上記活動日は、IIPPF総会開催日を除き、JIPA会議室を確保済（10:00－12:30）です。IIPPF総会開催日の会場は別途連絡します。



# ご清聴有難うございました

～世界から期待され、世界をリードするJIPA～





**平成29年2月度地域別部会 【資料1】**

**中華人民共和国 全国人民代表大会  
常務委員会 法制工作委員会  
経済法室との交流会**

**2016年9月13日**

**一般社団法人 日本知的財産協会**





## 中国におけるイノベーションの促進奨励のための戦略、取組 に対する日本知的財産協会の認識と感謝表明

### 日本知的財産協会における認識

- ① 貴国は2008年「国家知的財産権戦略綱要」発布以降、イノベーション型国家の建設を目標に掲げられ、着実に進化していると認識しております。
- ② 例えば、知的財産に纏わる法律に関しても、専利法・商標法等を改正整備し、世界協調かつ中国独自色も加えながら、世界を代表する法体系に成長させていることに敬意を表します。
- ③ その他、様々な戦略や、措置が取られたと承知しておりますが、イノベーションと対極にある模倣品・海賊版への対策について、以下に言及します。



## 中国におけるイノベーションの促進奨励のための戦略、取組 に対する日本知的財産協会の認識と感謝表明

- (1) 知的財産権を侵害する模倣品・海賊版に対し、  
司法による保護体制と行政の法執行体制が強化  
されました。**
- (2) 具体的には、移送判断基準※に沿って、行政機関  
による摘発案件が公安機関へ移送され、厳しい処罰  
が科される案件が近年増加しており、我々権利者は、  
模倣品・海賊版対策として非常に有効なものとして高く  
評価しています。**

※司法解釈(1) 法釈[2004]19号2004年12月8日公布、同(2) 2007年4月5日公布

日本知的財産協会会員より収集した『行政と公安の連携』  
の事例を、以下に紹介します。





## 事例 2 リチウム電池模倣品対応：商標権侵害

昆山市AIC開発区分局経検大隊



昆山市公安局



押収模倣品

2015年12月、  
不法経営額24万元（タオバオでの販売額13万元含む） +  
懲役2年6月、執行猶予3年、罰金11万 昆山検察院判決





# 事例3 キャラクターフィギュア模倣品：商標権侵害

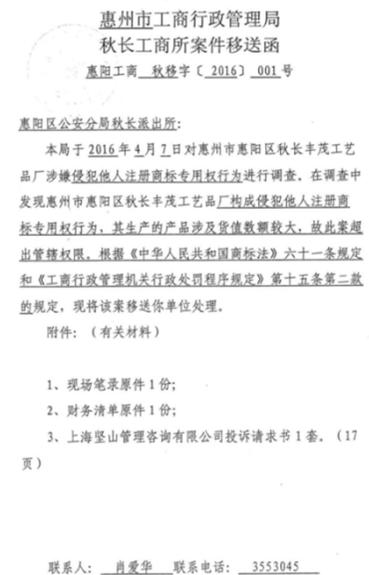
惠州市惠陽区AIC



惠州市惠陽区公安局



押収模倣品



AIC→公安移送書簡

**AICへ相談の結果、2016年4月にAIC・公安共同取締により模倣品4000個超が押収。摘発当日にAICから公安に移送され、翌日に公安局が立案告知書・拘留書を発行（工場責任者が拘留）。その後、検察より逮捕状が発行され、現在、刑事手続が進行中。**





## 事例4 汎用ポンプ模倣品対応：商標権侵害

重慶税関



重慶市PSB+重慶市PSB南岸区支局



押収模倣品



押収模倣品  
鋳出

真正品



15年6月 賠償金38万元人民元 被告4人は其々懲役3~5年、  
執行猶予3~4年、更に其々20万~38万人民元に処する旨 判決





## 中国におけるイノベーションの促進奨励のための戦略、取組 に対する日本知的財産協会の認識と感謝表明

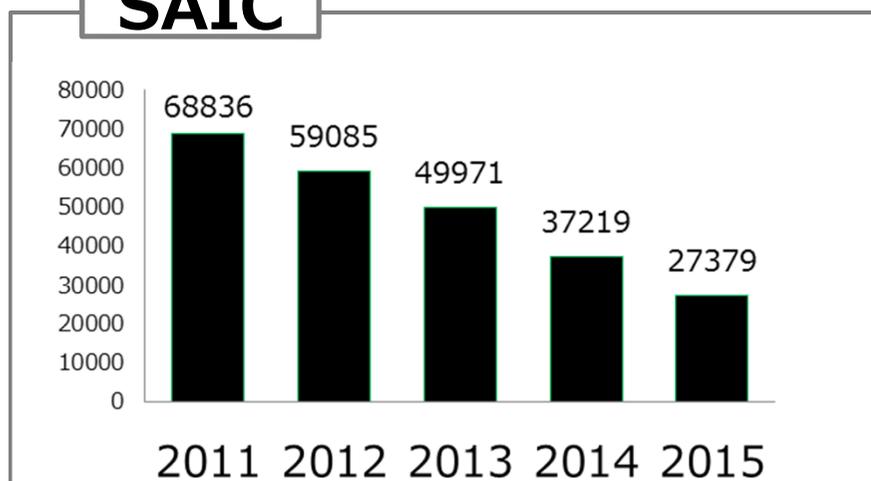
- 貴国商務部より、「『公安と行政の連携』が上手く行っているのは、公安部と各行政機関との間でMOUを締結し、行政が摘発し、犯罪の手掛かりを公安に引継げるシステムを構築したから」と伺いました。
- 『公安と行政の連携』は、2010年10月～2011年6月の「特別プロジェクト」を支える特徴の一つとして取入れられました（貴国国務院の特別PJの成果報告より）。
- 『公安と行政の連携』という革新的な措置を「特別プロジェクト」を通じ、広く定着させた一連の取組を高く評価すると共に、多くの日本企業にも恩恵を与えて下さったことに、心より感謝します。



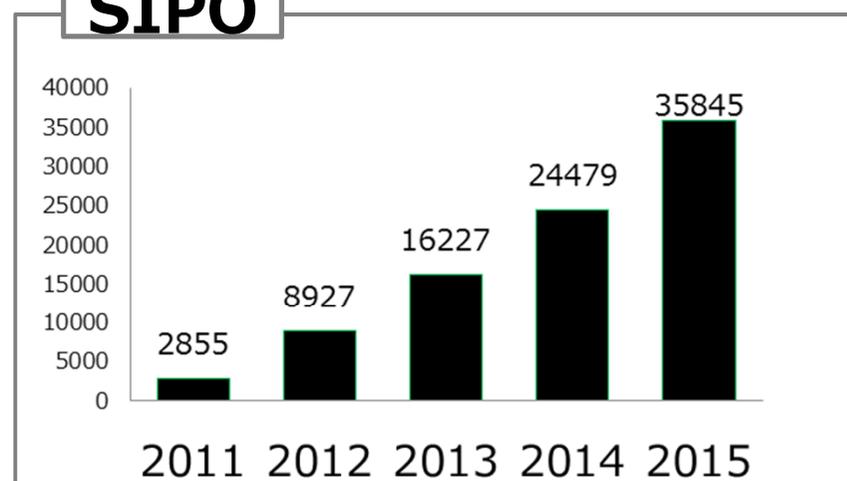
## イノベーションの促進奨励に向けた更なる取締について

近年、商標権侵害が減少し、専利権侵害が増加しています。単純模倣から技術模倣への移行と解する声がありますが、実態は、取締が厳しい商標権侵害の回避に過ぎず、イノベーションとは対極の模倣品・海賊版ビジネスから脱却できずにいることが、次の事例からご理解頂けると考えます。

### SAIC



### SIPO



※最近5年間のSAIC（主に商標権）とSIPO（主に専利権）による取締件数の状況を示したものの。





## 事例5 発動機模倣品対応



模倣品（商標権・発明専利権侵害）



真正品

① 杭州市工商行政管理局桐廬分局

2013年10月 侵害製品を全て没収して、罰金32800元に処した。

② 杭州市知識産権局

2014年 3月 発明専利権侵害製品※及びそれを搭載した刈払機の生産・販売・許諾販売を停止する裁定を受けた。 ※商標権侵害のみを回避した模倣品

AICとIPO相互同時の摘発が困難な為、AICにて摘発頂きました。  
しかし、模倣品製造を阻止出来なかったため、IPOにも摘発を依頼しました。



## 事例 6 キャラクタープラモデル模倣品対応



模倣品（著作権侵害品）

GUNDAM、*BANDAI*など  
商標権は外して  
いるが、著作物  
であるガンダムロ  
ボットの図柄は  
同一である。



真正品

2014年6月インターネットで模倣品を販売する業者の倉庫をAICに調査頂いたが、著作権侵害品のみで、商標権侵害品は発見されませんでした。その結果、倉庫の模倣品は押収されず、販売業者のネット上での商標権侵害に対する処罰のみに止まった。



# 事例7 キャラクターフィギュア模倣品対応



著作権  
(複製  
権) 侵害

商標権  
侵害

商標権侵害

キャラクターフィギュア模倣品 (商標権・著作権侵害)



美術の  
著作物

登録  
商標

登録商標

キャラクターフィギュア真正品 (バンダイ)

商標権・著作権両方を侵害する模倣品に関し、2015年12月AICと著作権局に同時に相談したところ、著作権局から著作権登録証が求められ、その入手に数ヶ月要するため、AICに出動を依頼した。模倣品は押収できましたが、金型を押収できなかつたため、商標権を回避した模倣品 (著作権侵害品) が出回る様になった。



## イノベーションの促進奨励に向けた更なる取締について①

- **イノベーションの促進には、模倣品・海賊版ビジネスからの脱却を促す取組が必要です。事例による説明の通り、一部の知的財産権による保護強化では効果は限られ、模倣品・海賊版ビジネスの継続を断切ることは出来ません。**

**即ち、複合的な知的財産権による保護強化が必要です。それを効果的に実現するため、中国独自の執行を担う『複数の行政機関間の連携』の強化を検討下さい。**

**『複数の行政機関間の連携』の強化により、各行政機関の所管の間隙を突いた模倣品・海賊版ビジネスを確実に効果的に阻止でき、模倣品・海賊版ビジネスに執着していた人々をイノベーションに向かわせるものと確信します。**



## イノベーションの促進奨励に向けた更なる取締について②

- 貴国商務部より、「複数の知的財産権を侵害している場合、複数の関係行政機関が同時に動くことは法律上可能である。しかし、行政処罰法による制約（法24条 当事者の同一の違法行為に対しては、二度以上の罰金の行政処分を与えてはならない。）等があり、行政機関間での調整が必要になる。」と伺いました。

必要な法改正と共に、『公安と行政の連携』において有効であったMOUの締結を行政機関間へも拡大し、『複数の行政機関間の連携』の強化を実現下さい。



## イノベーションの促進奨励に向けた更なる取締について③

- 更に、『複数の行政機関間の連携』を広く定着し、強固なものとするため、第2回特別プロジェクトの実施を検討下さい。

2014年に商標法が改正され、専利法第4次改正や、著作権法改正も近々行われると承知しております。

それらの改正後、2020年より前の適切な時期に第2回特別プロジェクトを実施頂けば、イノベーションを促進する環境の整備、並びに知財強国の建設加速に資するものと確信します。



平成29年2月度地域別部会 【資料2】

**広東省が中国知的財産強国建設の  
先導省になる事に関する  
その一助としての提案（抜粋版）**

**2017・2・28（予定）**

**IIPPF**



## 中国知的財産関連部門の組織

現在の地方行政は各行政機関別に組織されていることが殆どですが、数年前より、複数の行政部門を統一した組織が、以下の一部の市にて形成され始めており、権利者としてはこの方向性は非常に歓迎すべきことと考えております。



上記MSAが更なる進化を遂げる為には、少なくとも次の項目について検討が必要ではないかと考えます。

- ① 全ての知財関連行政機関を集約する仕組み
- ② 集約した組織をより一体的に活動させる為の主導部門の必要性
- ③ 税関、公安、郵政局、法院等との連携方法
- ④ 行政処罰法24条等に対応する法令の考え方



## 広東省における知的財産強国建設の考え

### 〈中国知財の現状〉

**2015年に国務院より「新情勢下における知的財産強国建設の加速」の意見等が出され、更なる知財強化の取り組みが公表されました。**

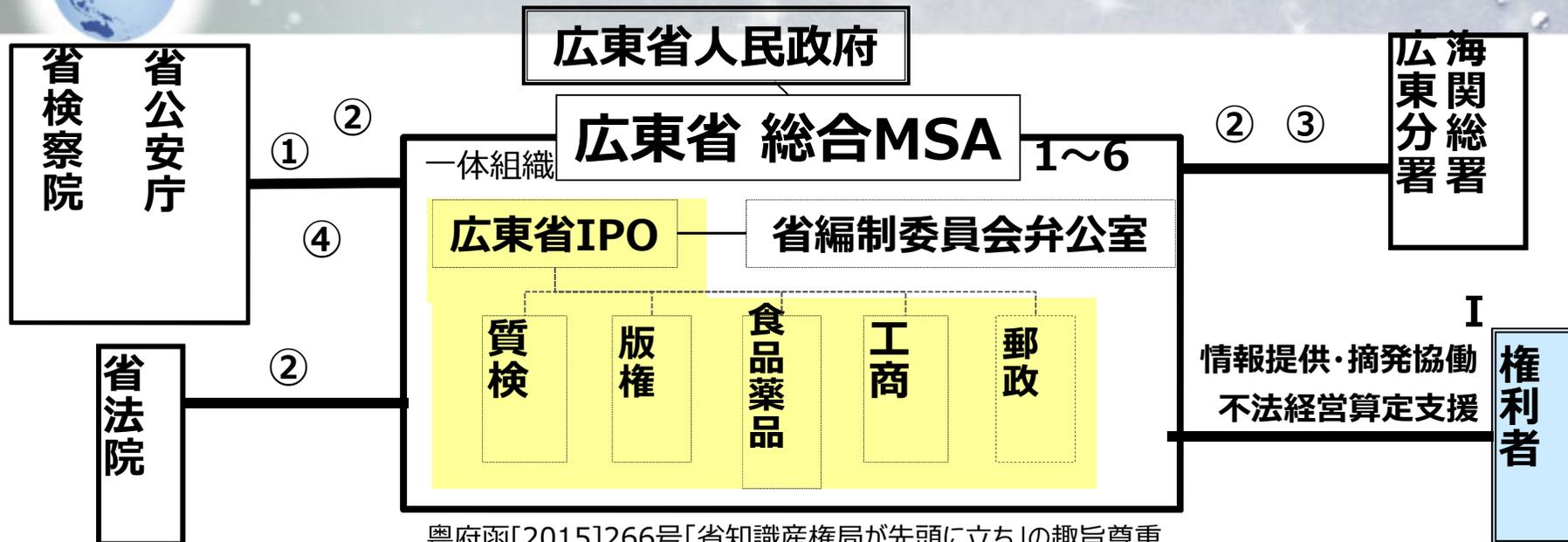
### 〈広東省知財の現状〉

**2015年に「広東省の知的財産戦略の徹底実施、イノベーション主導型発展の推進に関する行動計画の発行に関する広東省人民政府の通知粵府函[2015]266号」や2016年に「広東省知的財産戦略綱要の実施に当たっての業務要点の発行に関する通知粵府知弁[2016]17号」等を公表され、広東省が中国知的財産強国建設の先導省になる旨の活動をされることは、非常に心強かつ最良の施策と考えます。**

**我々日本の権利者団体としては、広東省が知財強国の先導省になることを期待して、次頁に提案をさせていただきます**



# 中国初 省単位の「総合MSA」体制の構築の提案



## 〈総合MSAの主な役割〉

- 1, 複数知財権侵害に関する各部門同時摘発
- 2, 各部門同時に特別キャンペーン実施
- 3, ネット犯罪の製造・流通・販売一斉摘発
- 4, 展示会・専門市場の同時摘発
- 5, 知財保護信用システムの一括管理
- 6, 郵便・クーリエ犯罪の製造・販売一斉摘発

## 〈総合MSAと公安、法院、税関との連携〉

- ① 総合MSA総合判断による公安移送・立件
- ② 知財保護信用システムの利用
- ③ 総合MSA摘発情報と税関リスク分析の共有
- ④ 際立った偽物製造・販売チェーン販売の立件

## 〈総合MSAと権利者の連携〉

- I 日本権利者(IIPPFとIPG)も窓口一本化

貴省にて「ワンストップ知的財産総合政務サービスセンター」の機能の一つとして検討中かもしれませんが

**貴省が16年通達に掲げています「主要な任務」が、この総合MSAにより達成可能になると考えます** 49



## 提案の纏め

### 〈総合MSA設立に伴う成果〉

- 模倣品・海賊版ビジネスに執着していた人々をイノベーション促進に転換させることが期待でき、2020年知財強国早期実現を、中国で最初に達成できる可能性があると考えます。
- 広東省各行政機関の重複する出動工数削減が達成できると考えます。権利者としてもワンストップで網羅的な侵害排除が可能となり、双方においての省力化が可能になると考えます。
- 各行政機関の役務が必要な複雑なEC市場に対して効果的な侵害排除が期待でき、健全なEC商業文化が形成できると考えます。

**IIPPF・IPGとして、総合MSA設立に関して全面的に協力させて戴きたいと思っておりますので、広東省総合MSA活動について前向きに検討戴くことを期待しております。**



# ご清聴有難うございました

～世界から期待され、世界をリードするJIPA～

